

共済貯金 一時預け入れ（臨時積立） 申出書

割愛等の異動により共済貯金を解約した方が、再度共済貯金に加入する際に臨時積立を希望する場合は、この申出書及び辞令書の写等（異動が辞令によるものであることが分かる書類）を「新規加入申込書」に添付して提出してください。

共済貯金 一時預け入れ(臨時積立) 申出書

岐阜県市町村職員共済組合貯金規則第13条第2
とおり共済貯金一時預け入れ(臨時積立)を申し込み

臨時積立希望額、振込日を記入し、振込先の金融機関を選択してください。

※臨時積立額の上限（前回の解約金額）がご不明の場合は共済組合までご連絡ください。
※振込みにかかる手数料は本人負担となります。

■ 臨時積立額 5,000,000 円（当組合転出時における共済貯金解約金額の範囲内で希望する額を記入）

■ 臨時積立金振込日 ○○年○月○日（共済貯金の新規加入月と同月内で希望する日を記入）

■ 振込先（どちらか希望する方に○をつけてください）

- ① 十六銀行 本店 普通735849
2. 大垣共立銀行 ぎふ県庁支店 普通13106

ギフケンシチョウソンシヨクインキョウサイクミアイ
岐阜県市町村職員共済組合 貯金経理
ギフケンシチョウソンシヨクインキョウサイクミアイ
岐阜県市町村職員共済組合 貯金経理

現在の組合員番号、住所、氏名を記入してください。

岐阜県市町村職員共済組合理事長 様
○○年○月○日
(申出者)
組合員証番号 [600-5678]
住所 〒○○○-○○
岐阜県岐阜市藪田南○丁目○番地
氏名 共 済 太 郎

外部転出の年月、転出当時の組合員番号を記入してください。

当組合転出時の組合員証番号 [600-1234]
当組合転出年月 ○○年○月

※臨時積立を希望する場合は、この申出書及び辞令書の写等（異動が辞令によるものであることが分かる書類）を「共済貯金新規加入申込書」に添付してください。

※臨時積立ができるのは、共済貯金に新規加入する月のみで、1回限りとなります。

※臨時積立金額は、当組合転出時における貯金解約金額が上限となります。前回の解約金額を超える臨時積立は出来ません。

※臨時積立金は、必ず貯金に新規加入する月の月末までに、上記の口座へお振り込みください。

※ 振込日までに提出してください。提出が遅れる場合は、該当者および振込金額等をご連絡ください。